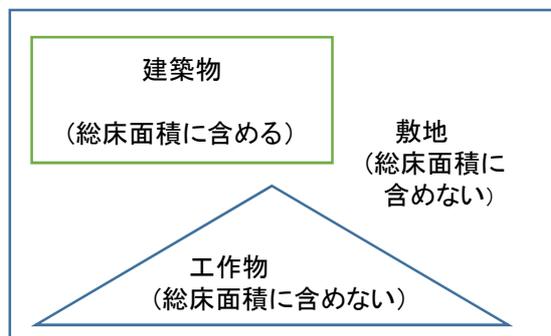


## 時短要請対象施設が否かの考え方(総床面積の考え方)

※協力金の算定に係る面積の考え方ではありません。



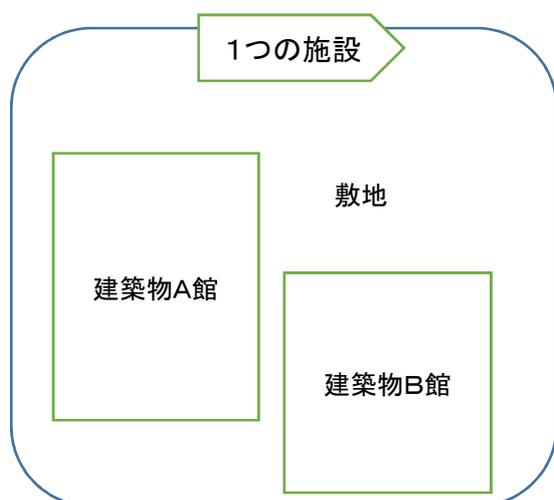
### 【基本的な考え方】

時短協力要請対象である施設に所在する建築物において、事務スペース等の売場面積以外も含んだ総床面積

1,000㎡超 → 時短要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※協力金算定に係る面積ではありません。



### 【一つの施設における敷地内に複数建築物がある場合】

それらの建築物の床面積を合計して

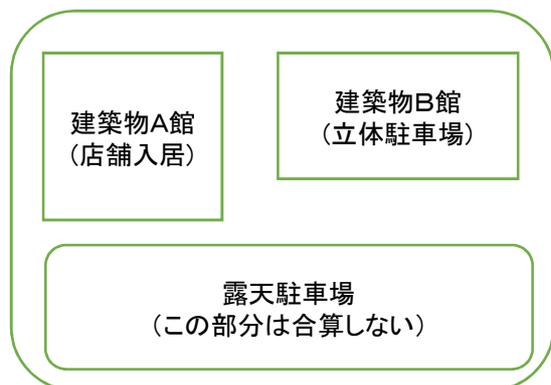
1,000㎡超 → 時短要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

<左の例の場合>

同一敷地内でA館とB館がある場合、各館の床面積を合計する。

※一つの施設敷地内に複数の建築物が存在する場合であっても、複数の施設であると考えられる場合にはこの限りではない。



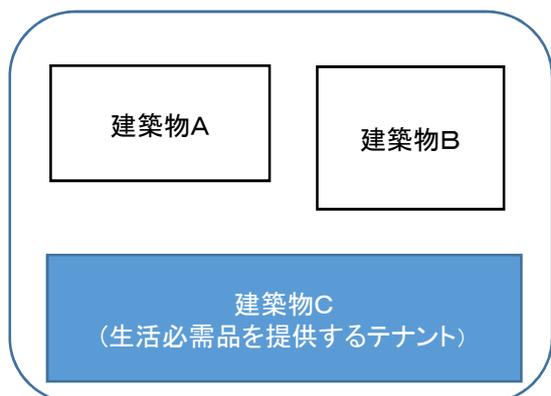
### 【同一の敷地内に駐車場がある場合】

立体駐車場の場合: 建築物として合算  
「店舗が入居する建築物A+立体駐車場B」の床面積が

1,000㎡超 → 時短要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※露天駐車場は合算しない。



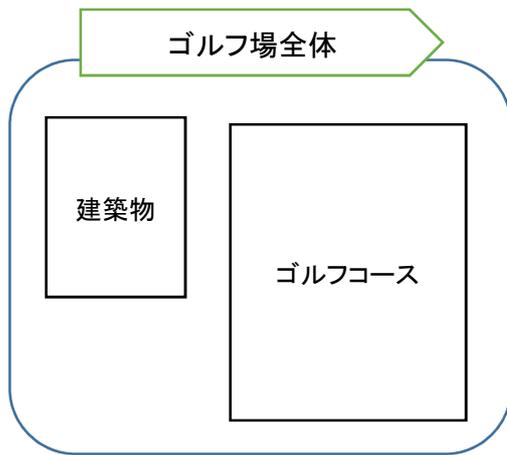
### 【施設管理者が存在するショッピングモール、アウトレットモールなど】

それぞれの建築物の床面積を合算(A+B+C)が

1,000㎡超 → 時間要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

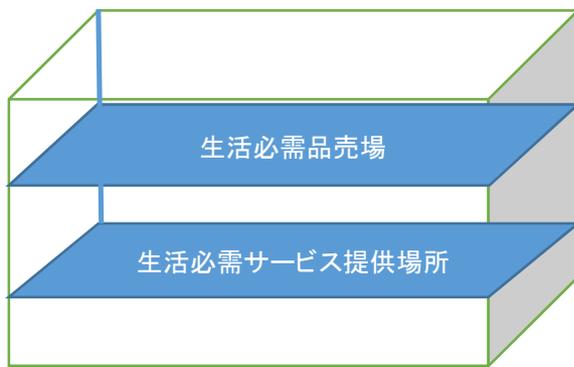
ただし、生活必需品・生活必需サービスを提供するテナントは、時短要請の制限はかからない(営業可能)



**【ゴルフコース】**  
 建築物(クラブハウス等)の床面積が

1,000㎡超 → 時短要請対象  
 1,000㎡以下 → 時短要請対象外  
 ※コースの面積は含まれない

ただし、時短要請の対象はゴルフ場全体

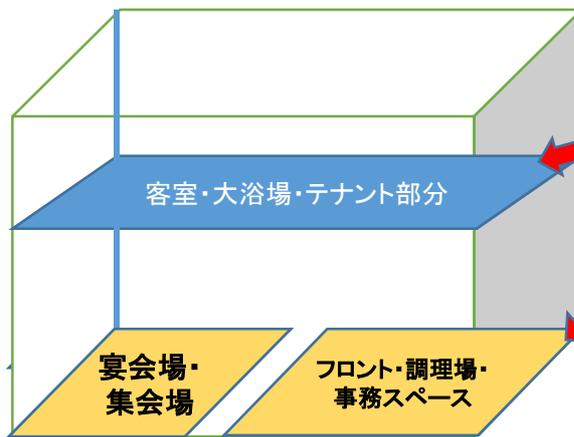


**【百貨店やマーケット等の施設において、施設管理者が存在し複数のテナントが入居する店舗】**

管理対象である店舗全体が時短要請対象

※要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考える

※時短要請そのものについては、生活必需品売場や生活必需サービス以外について行うものであるため、生活必需関連部分が営業することは差し支えない



**【ホテル・旅館の集会の用に供する部分】**

客室、大浴場、テナント店等の床面積は合算しない。

宴会場・集会場等として機能するうえで、必要な箇所の床面積を合算する。

※移動通路、控室、フロント、調理場等の事務スペース等を合算  
 ⇒1,000㎡越なら時短要請対象